

東通村過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和8年度

青森県下北郡東通村

目 次

第1 基本的事項	1
1. 村の概況	1
(1) 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件	1
(2) 過疎の状況	3
(3) 社会経済的発展方向	4
2. 人口及び産業の推移と動向	8
(1) 人口の推移と動向	8
(2) 産業の推移と動向	10
3. 村の行財政の状況	11
(1) 行 政	11
(2) 財 政	12
(3) 施設整備水準	13
4. 地域の持続的発展の基本方針	14
(1) 基本的方向	15
(2) 重点施策	16
5. 地域の持続的発展のための基本目標	17
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	18
7. 計画期間	18
8. 公共施設等総合管理計画との整合	18
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
1. 現況と問題点	19
(1) 移住・定住・地域間交流	19
(2) 人材育成	19
2. その対策	19
第3 産業の振興	20
1. 現況と問題点	20
(1) 農 業	20
(2) 林 業	21
(3) 農 林 道	21
(4) 水 産 業	21
(5) 商 業	22
(6) 工 業	23
(7) 観 光	23
(8) 起業の促進	23
2. その対策	24
3. 事業計画	26
4. 産業振興促進事項	28
5. 公共施設等総合管理計画との整合	28

第4 地域における情報化	29
1. 現況と問題点	29
2. その対策	29
第5 交通施設の整備、交通手段の確保	30
1. 現況と問題点	30
(1) 村道	30
(2) 交通	30
2. その対策	30
3. 事業計画	31
4. 公共施設等総合管理計画との整合	31
第6 生活環境の整備	33
1. 現況と問題点	33
(1) 上水道施設	33
(2) 下水道施設	33
(3) ごみ処理	33
(4) し尿処理	33
(5) 墓地・斎場	34
(6) 消防・防災	34
(7) 住宅	34
(8) 交通安全	34
2. その対策	35
3. 事業計画	36
4. 公共施設等総合管理計画との整合	37
第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
1. 現況と問題点	38
(1) 子育て環境の確保	38
(2) 高齢者の福祉	38
(3) 母子保健	38
(4) 障害者福祉	39
(5) 疾病予防	39
2. その対策	39
3. 事業計画	41
4. 公共施設等総合管理計画との整合	41
第8 医療の確保	42
1. 現況と問題点	42
(1) 診療所	42
(2) 地域保健体制	42
2. その対策	42
3. 事業計画	43

4. 公共施設等総合管理計画との整合	4 3
第9 教育の振興	4 4
1. 現況と問題点	4 4
(1) 幼児教育	4 4
(2) 小学校教育	4 4
(3) 中学校教育	4 4
(4) 高等学校教育	4 4
(5) 社会教育	4 5
(6) スポーツ・レクリエーション	4 5
2. その対策	4 5
3. 事業計画	4 6
4. 公共施設等総合管理計画との整合	4 7
第10 集落の整備	4 8
1. 現況と問題点	4 8
2. その対策	4 8
3. 公共施設等総合管理計画との整合	4 8
第11 地域文化の振興等	4 9
1. 現況と問題点	4 9
(1) 民俗芸能	4 9
(2) 文化遺産	4 9
2. その対策	4 9
3. 公共施設等総合管理計画との整合	5 0
第12 再生可能エネルギーの利用促進	5 1
1. 現況と問題点	5 1
2. その対策	5 1
事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）	5 2

第1 基本的事項

1. 村の概況

(1) 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件

①位置と地勢

当村は、青森県の北東部下北半島の右端部に位置し、東側は太平洋、北側は津軽海峡にそれぞれ面しており、南側は六ヶ所村及び横浜町、西側は下北地方の中心地であるむつ市と隣接している。

村域全体としては、下北半島のつけ根あたりから南北にのびる丘陵地の北端に位置し、総面積295.27km²のうち山地が33%、丘陵地が16%、台地が31%となっており、平野部はわずか20%といった地形である。

また、標高も30～150mと比較的低く、全体的になだらかな丘陵地となっている。

村内には、田名部川、青平川及び目名川の3つの河川が平行して東から西へと流れ、むつ市の境界付近で合流し、新田名部川となり陸奥湾へ流れ込んでいる。

この他村内には、太平洋に注ぐ2級河川老部川と津軽海峡に注ぐ2級河川野牛川がある。

表層地質は、新第三紀の堆積岩類の砂岩、シルト岩頁岩、凝灰岩が広く分布し、さらに第四紀更新世の堆積物である火山灰層が広く覆っている。この他沢沿いや低地には、完新世の崖錐堆積物や、沖積低地堆積物が分布している。

②気象条件

気象条件は、四季を通じて湿潤冷涼である。

中でも夏期（7月～8月）は「やませ」（偏東風）が発生し、気温は18℃前後と低温である。このため、農作物に与える影響は大きくしばしば冷害による不作をもたらしている。

冬期は比較的雪が少なく積雪も1m程度であり凍結線も-60cmと比較的寒冷地域では浅いほうであるが降雪期間は11月初旬から4月上旬と長い。

夏は太平洋型気候、冬は日本海型気候であり、年間を通じて快晴日は少なく曇天日が多い。雨量は、年間1,000mm前後と全国的に見ても少ない。

③歴史的條件

当村は、大利・目名・田屋・砂子又・蒲野沢・岩屋・野牛・尻労・尻屋・猿ヶ森・小田野沢・白糠の12大字からなり、集落の数は29となっている。

古くには、この地方を糠部郡宇曾利郷といい、また階上郡と称し、海上郡とも呼ばれ、中世の頃には北部と称し、更に徳川の初期に至って那多郡とも呼ばれていた。

明治維新後、廢藩置県となり斗南県に変わり後に青森県と改まり、田名部支庁を設けた。

これに伴い大利・目名・蒲野沢・岩屋・野牛・尻労・尻屋・猿ヶ森・小田野沢・白糠の10大字をもって第二小区とし、田屋・砂子又の2大字は、最初第一小区に属していたが、後に第二小区に編入された。

明治11年10月30日大小区の制度を廃止して新たに郡制が布かれ、下北郡役所のもとに大利外11ヶ村戸長役場を設け、明治22年6月14日町村制施行に及んで「東通村」が誕生した。

この後、昭和63年までの間、全国でも離島を除けば唯一の異例のケースとして隣接するむつ市に役場を開設していたが、村制施行百周年を契機に、昭和63年10月1日村内の中心部である砂子又地区に念願の庁舎移転を果たしたところである。

また、村の最重要課題である東通原発は、東北電力(株)東通原子力発電所1号機が新規制基準適合性審査中のため停止中、東京電力(株)東通原子力発電所1号機は福島第1原子力発電所の事故の影響により本格工事を見合わせている。

④社会的・経済的条件

村役場がむつ市に置かれていたこともあり、村内に中心地が形成されないまま現在に至っているため、未だそのほとんどをむつ市へ依存している状況にある。

今後、転出の抑制及び転入の受入れのための住宅確保や、行政、商業、教育、福祉等各種サービスそして、経済の拠点として中心地の役割が重要である。

図表－1 人口及び世帯数の推移

(単位：世帯・人・%)

年 度	世帯数	人口計	男	女	増減率	世帯人員
昭和35	1,957	12,449	6,144	6,305	4.6	6.36
昭和40	2,107	11,660	5,698	5,962	△6.3	5.53
昭和45	2,149	10,735	5,242	5,493	△7.9	5.00
昭和50	2,173	10,177	5,115	5,062	△5.2	4.68
昭和55	2,330	9,975	5,024	4,951	△2.0	4.28
昭和60	2,500	9,675	4,846	4,829	△3.0	3.87
平成 2	2,355	8,794	4,424	4,370	△9.1	3.73
平成 7	2,285	8,045	3,987	4,058	△8.5	3.52
平成12	2,671	7,975	4,124	3,851	△0.9	2.99
平成17	2,623	8,042	4,144	3,898	0.8	3.07
平成22	2,710	7,252	3,853	3,399	△9.8	2.68
平成27	2,578	6,607	3,433	3,174	△8.9	2.56

(資料：国勢調査)

(2) 過疎の状況

昭和35年の国勢調査で12,449人あった人口は年々減少し続け平成27年の国勢調査では6,607人と大幅に減少している。

地場産業の不振や地元で就業の場が極めて少ないことから、中でも15歳から24歳までの若年者の村外流出による減少が著しい状況であり、社会減が続いている。

また、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態も続いており、さらには65歳以上の老年人口は年々増加しており、高齢化社会への対応及び少子化対策等課題が多い。

基幹産業である第1次産業では、農業をはじめとした後継者不足により減少及び高齢化が進行しており、作業の機械化及び効率化により、その対応を迫られているところである。

平成2年度に過疎指定を受け、その活性化対策として、農林水産業の基盤整備及び近代化、村道の改良舗装、保健福祉施設整備、下水道、集会施設の整備等、産業基盤の拡充や生活環境の向上が図られたものの、依然として人口が減少している。

令和2年度をもって過疎地域からの卒業団体となったが、課題は多く、少子高齢化への対応、就業の場の確保、基幹産業である第1次産業の振興や観光施設の整備、居住環境などの生活環境の向上、生活路線である村道及び生活関連道の整備などの交通施設の整備・確保に努めるとともに、幼小中一貫教育等による教育の充実等を図り、生活水準の向上に取り組む必要がある。

図表－2 自然・社会動態別人口の推移

(単位：人)

年次	自然動態			社会動態						総計	
	① 出生	② 死亡	小計 ①－②	③ 転入			④ 転出				小計 ③－④
				小計	県内	県外	小計	県内	県外		
昭和56	163	71	92	510	266	244	707	416	291	△197	△105
昭和60	140	77	63	405	209	196	588	294	294	△183	△120
平成元	83	78	5	352	170	182	544	270	274	△192	△187
平成5	87	66	21	327	165	162	487	288	199	△160	△139
平成8	92	83	9	338	177	161	429	264	165	△91	△82
平成11	61	74	△13	307	150	157	346	203	143	△39	△52
平成15	60	66	△6	310	—	—	309	—	—	1	△5
平成20	59	80	△21	233	—	—	306	—	—	△73	△94
平成25	50	79	△29	196	—	—	260	—	—	△64	△93
平成30	39	85	△46	193	—	—	257	—	—	△64	△110
令和2	31	126	△95	159	—	—	236	—	—	△77	△172

(資料：人口移動調査)

(3) 社会経済的発展方向

① 産業構造の変化

産業構造の変化を就業人口で見ると平成17年の就業者の総数は3,873人であったが、平成27年には3,466人となり、10年間で407人(Δ10.5%)減少した。

この状況を各産業別に比較してみると、第1次産業は1,156人、29.9%であったものが、960人、27.7%と減少、第2次産業は1,171人、30.2%であったものが、854人、24.6%と減少、第3次産業は1,546人、39.9%であったものが、1,652人、47.7%と増加した。

産業人口が減少している中、第3次産業人口・比率が増加している要因としては、第1・2次産業人口の減少に加え、平成17年12月に営業運転を開始した東北電力(株)東通原子力発電所1号機の影響が大きいことが伺える。

図表-3 産業就業人口(男女別)

(単位：人・%)

区分	年次	平成17年				平成27年			
		総数	男	女	比率	総数	男	女	比率
第1次産業		1,156	835	321	29.9	960	666	294	27.7
農業		325	196	129	8.4	247	148	99	7.1
林業		32	26	6	0.8	36	32	4	1.0
水産業		799	613	186	20.7	677	486	191	19.6
第2次産業		1,171	921	250	30.2	854	660	194	24.6
鉱業		100	89	11	2.6	61	56	5	1.7
建設業		828	723	105	21.4	564	513	51	16.3
製造業		243	109	134	6.2	229	91	138	6.6
第3次産業		1,546	850	696	39.9	1,652	908	744	47.7
電気ガス水道業		24	21	3	0.6	192	191	1	5.5
運輸通信業		92	80	12	2.4	97	82	15	2.8
卸売・小売業		443	152	291	11.4	250	109	141	7.2
金融・保険業		25	7	18	0.7	20	8	12	0.6
不動産業		9	2	7	0.2	23	16	7	0.7
サービス業		747	411	336	19.3	891	356	535	25.7
公務		205	177	28	5.3	177	146	31	5.1
分類不能		1	0	1	0.0	2	0	2	0.1
合計		3,873	2,606	1,267	100.0	3,466	2,234	1,232	100

※平成22年度農業就業人口は林業も含む

(資料：国勢調査)

②地域の経済的な立地条件

当村の総生産は、平成30年度において20,223百万円であり、その生産構造の内訳としては、第1次産業10.2%、第2次産業35.9%、第3次産業54.4%となっている。

この数値を震災前の平成22年度と比較すると、第1次産業は16.6%の増となっているが、第2次産業は41.0%の減となっており、主に製造業の減少が大部分を占めている。また、第3次産業は71.2%の減となっており、特に電気ガス水道業の減少が大部分を占めている。

これらの要因として、東日本大震災後の新規規制基準への対応による東北電力(株)東通原子力発電所1号機の運転停止の影響が大きいことが伺える。

また、一人当たりの村民所得は2,789千円で対県比率111.2%となっており、震災前の平成22年度と比較すると60.3%の減となっている。

図表-4 総 生 産

(単位：百万円・%)

区 分	実 額			構 成 比		
	H22	H26	H30	H22	H26	H30
第1次産業	1,773	1,685	2,068	3.4	9.9	10.2
農 業	334	261	414	0.6	2.3	2.0
林 業	64	87	78	0.1	0.4	0.4
水 産 業	1,376	1,337	1,575	2.6	7.2	7.8
第2次産業	12,310	7,559	7,262	23.5	36.0	35.9
鉱 業	1,796	2,330	1,747	3.4	11.3	8.6
建 設 業	1,682	898	1,306	3.2	6.8	6.5
製 造 業	8,832	4,331	4,208	16.9	17.9	20.8
第3次産業	38,271	10,096	11,009	73.3	54.6	54.4
電気ガス水道業	27,621	549	474	52.9	2.7	2.3
卸売・小売業	262	212	176	0.5	1.0	0.9
運輸・郵便業	1,492	1,398	1,484	2.9	7.7	7.3
宿泊・飲食サービス業	396	331	327	0.8	1.9	1.6
情報通信業	0	0	0	0.0	0.0	0.0
金融・保険業	93	91	88	0.2	0.4	0.4
不動産業	2,370	2,167	1,983	4.5	11.0	9.8
専門・科学技術、 業務支援サービス業	1,633	1,398	1,353	3.1	7.3	6.7
公 務	2,172	1,956	1,969	4.2	10.3	9.7
教 育	692	569	554	1.3	2.8	2.7
保健衛生・社会事業	1,266	1,161	2,256	2.4	7.9	11.2
その他のサービス	274	264	345	0.5	1.6	1.7
小 計	52,355	19,341	20,338	100.2	100.5	100.6
輸入品に課される税・関税	136	96	125	0.3	0.4	0.6
(控除)総資本形成に係る消費税	252	146	241	△0.5	△0.9	△1.2
合 計	52,239	19,290	20,223	100.0	100.0	100.0

※数値は、四捨五入の関係で総計と内訳の計が一致しない場合があります。

(資料：市町村民経済計算)

図表－５ 一人当たりの村民所得

(単位：千円・%)

年 度	県 計		下北郡平均		東 通 村	
	1人当たり所得	対県比率	1人当たり所得	対県比率	1人当たり所得	対県比率
平成22	2,284	100.0	2,312	101.2	3,918	171.5
平成26	2,399	100.0	2,169	90.4	2,298	95.8
平成30	2,507	100.0	2,401	95.8	2,789	111.2

(資料：市町村村民所得統計)

③県の基本計画等における位置付け

令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」では、県民一人ひとりの豊かな生活を支える経済的な基盤となる「生業（なりわい）」づくりを進め、得られた成果（収入等）による「生活」の質の向上を図り、それがさらに新たな「生業」を生み出していく「生活創造社会」をめざす姿とし、「生業」と「生活」が好循環する「世界が認める『青森ブランド』の確立」を掲げている。

また、『青森ブランド』確立のために「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4つの分野を設定し、実現のために取り組んでいくこととしている。

当村では、上記の青森県基本計画の内容を踏まえ、「生業」づくりとなる企業誘致や起業の促進を積極的に進めていくことで、住民の豊かな「生活」を育み、人口減少を克服し、持続可能な村の発展を目指すものとする。

④第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョンにおける位置付け

下北圏域は、行政区域を越えて生活圏を共有し、社会・経済・教育等の面で結びつきも深く、これまでも消防・救急、医療、ごみ処理などで、連携した取り組みを進め、効率的な行政運営を行ってきた。

現在、日本は本格的な人口減少社会へと突入し、地方圏では大幅な人口減少と急激な少子高齢化の進行、産業や経済のグローバル化、厳しい財政状況等、大きな転換期にあると言える。こうした中、住民が安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会づくりを進めるためには、単独自治体での事業展開には限界があると同時に、非効率である。

このような共通認識のもと、圏域を構成する5市町村は地域社会の様々な課題を解決し、持続可能な圏域を形成するため、日常生活圏を共有する市町村が、より力強い連携のもと、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、各自治体が有する地域資源を有効に活用し、生活に必要な機能を圏域全体で確立していくことで、将来にわたって地域住民が安全で安心して暮らすことができる魅力あふれる圏域づくりを目指している。

本村でも今後人口減少が続いていく状態であり、圏域の周辺市町村とこれまで以上に連携を強化し、効率的で効果的な行政運営を実施し、過疎対策を進めることとする。

⑤村の方向性

当村においては①から④を踏まえ、産業基盤を確立するための産業振興関連施策の整備を行うことによって、当村の産業の自立した発展と活性化を促進していく。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

国勢調査人口の推移を見ると、ピークであった昭和35年から年々減少の一途をたどっている。

年齢別人口で大きな変動を示したのが0歳から14歳までの人口で、昭和35年から昭和60年までの25年間で半減しており、これとは逆に65歳以上の人口は倍増し、人口の高齢化を如実にあらわしている。

若年者の状況も15歳から29歳までの人口を見ると、昭和35年以降減り続け平成27年では732人と総人口のわずか11.1%にしかすぎない状況にある。

また、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」においても、老年人口割合の増加と年少人口割合の減少が示されており、今後もこの傾向が続くものと考えられる。

これは、出生率の低下のほか地元で就業の場がないことや地域産業の不振等により、若年者が流出していることが大きな要因と考えられる。

今後は、地域産業の振興及び居住環境や生活利便施設の拡充により、人口流出に歯止めをかけるとともに、移住希望者の受け入れ体制を強化し、UJIターンを促進する。

図表-6 人口の推移

(単位：人・%)

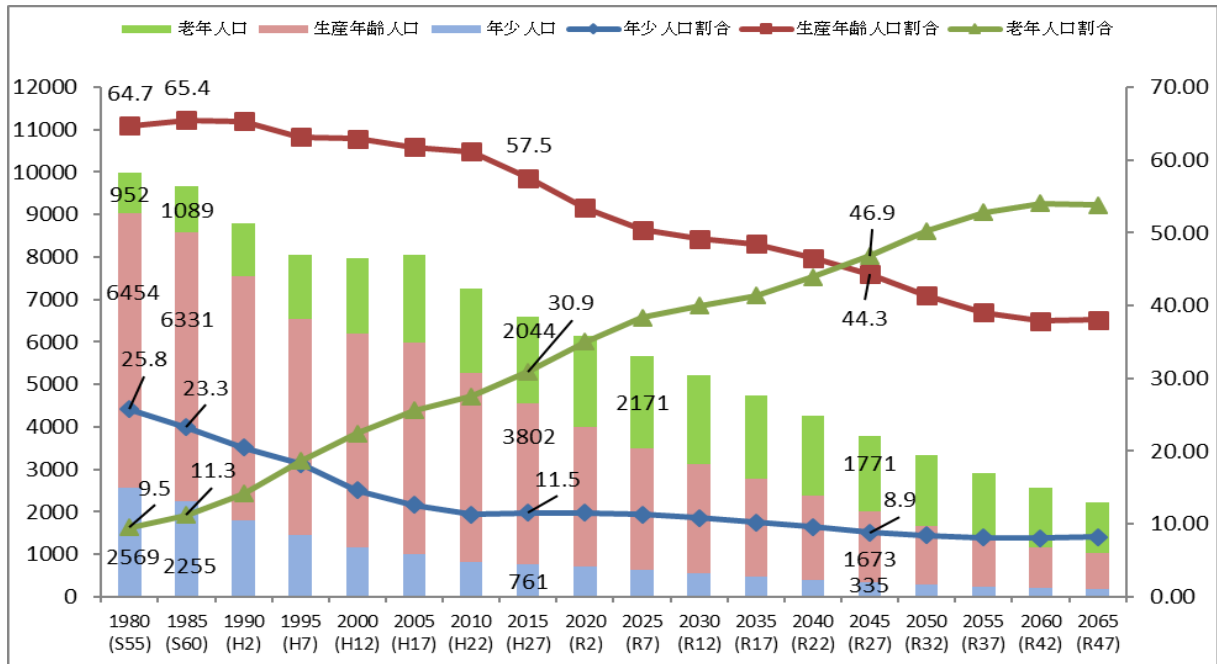
区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	12,449	——	10,174	△18.3	8,794	△29.4
0歳～14歳	5,224	——	3,109	△40.5	1,803	△65.5
15歳～64歳	6,698	——	6,210	△7.3	5,747	△14.2
うち15～29(a)	3,020	——	2,167	△28.2	1,449	△52.0
65歳以上(b)	527	——	855	62.2	1,244	136.1
(a)/総数 若年者比率	24.3	——	21.3	——	16.5	——
(b)/総数 高齢者比率	4.2	——	8.4	——	14.1	——

区 分	平成17年		平成27年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	8,042	△35.4	6,607	△46.9
0歳～14歳	1,014	△80.6	761	△85.4
15歳～64歳	4,969	△25.8	3,802	△43.2
うち15～29(a)	1,332	△55.9	732	△75.8
65歳以上(b)	2,059	290.7	2,044	287.9
(a)/総数 若年者比率	16.6	——	11.1	——
(b)/総数 高齢者比率	25.6	——	30.9	——

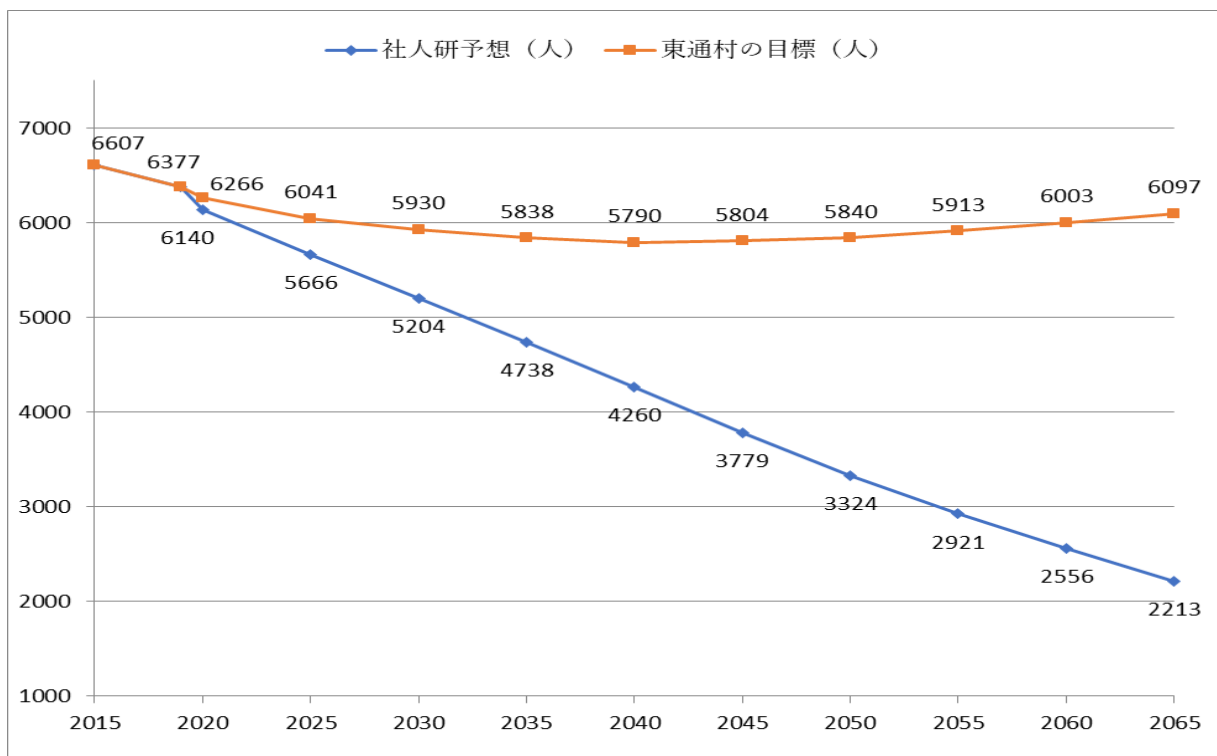
(資料：国勢調査)

図表-7 人口の見通し

(単位：人・%)



(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)



(資料：東通村まち・ひとしごと創生 人口ビジョン「村総人口の将来展望」)

(2) 産業の推移と動向

当村の産業を就業別人口で見ると平成27年度において、農林漁業を中心とした第1次産業が27.7%、建設業を中心とした第2次産業が24.6%、サービス、小売業を中心とした第3次産業が47.7%となっている。

また、産業別就業人口の動向を昭和35年と平成27年で比較すれば、第1次産業就業者人口は81.0%の減、第2次産業就業者人口は57.3%の増、第3次産業就業者人口は204.8%の増となっており、第3次産業への就業人口は年々増加している。

しかし、依然として第1次産業への依存度が高い当村としては、今後広大な未利用地の活用等生産基盤の整備を進め、豊富な地域資源の有効活用や高付加価値産物への転換、そして、産物加工や商品開発への多面的展開を図ることにより、所得向上と魅力ある産業の育成に努め、労働力の確保と生産性の向上を図っていく必要がある。

また、原発関連産業による企業進出やそれとタイアップした形での共生型産業の育成、展開により総合的な地場産業の振興を図り、地域の活性化を促進していく。

図表-8 産業別人口の動向

(単位：人・%)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,126	—	5,382	△12.1	4,972	△18.8	4,408	△28.0
第1次産業就業者	5,041	—	4,196	△16.8	3,568	△29.2	2,765	△45.1
第2次産業就業者	543	—	604	11.2	710	30.8	835	53.8
第3次産業就業者	542	—	582	7.4	694	28.0	808	49.1

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,173	△31.9	4,239	△30.8	4,054	△33.8	3,845	△37.2
第1次産業就業者	1,701	△66.3	1,929	△61.7	1,594	△68.4	1,202	△76.2
第2次産業就業者	1,420	161.5	1,154	112.5	1,344	147.5	1,427	162.8
第3次産業就業者	1,052	94.1	1,156	113.3	1,116	105.9	1,216	124.4

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,979	△35.0	3,873	△36.8	3,599	△41.3	3,466	△43.4
第1次産業就業者	970	△80.8	1,156	△77.1	956	△81.0	960	△81.0
第2次産業就業者	1,615	197.4	1,171	115.7	1,043	92.1	854	57.3
第3次産業就業者	1,394	157.2	1,546	185.2	1,600	195.2	1,652	204.8

(資料：国勢調査)

3. 村の行財政の状況

(1) 行 政

当村の行政機構は、総務課、企画課、財政課、原子力対策課、税務住民課、健康福祉課、建設課、建築住宅課、農林畜産課、水産課、商工観光課、上下水道課、会計管理室の12課1室と教育委員会、議会事務局、農業委員会の3事務局のほか、産業振興公社、あわび種苗センター、学校給食センターで構成されている。

このほか、下北近隣の市町村で構成する一部事務組合で処理している事項については、以下のとおりである。

(下北地域広域行政事務組合)

- ・ 下北地域の振興整備に関する計画の策定及び計画実施のための連絡調整
- ・ 複合文化施設の設置及び管理運営
- ・ 消防（消防団事務を除く）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務
- ・ 知的障害児施設の設置及び管理運営
- ・ 知的障害者施設の設置及び管理運営
- ・ 下北地域一般廃棄物等処理施設の設置及び管理運営
- ・ し尿処理場の設置及び管理運営
- ・ し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬又は処分
- ・ 廃棄物処理法に基づくし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬又は処分を業とする者の許可に関する事務
- ・ 浄化槽法に基づく浄化槽の清掃を業とする者の許可に関する事務

(下北医療センター)

- ・ むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村で開設する病院・診療所を共同で管理運営

(2) 財 政

平成27年度の決算状況をみると歳入総額6,764,130千円でその内訳は、地方税41.6%、地方交付税9.0%、地方債9.8%、などとなっている。

歳出総額は、6,641,983千円で普通建設事業費18.8%、人件費14.0%、物件費16.3%、公債費13.5%などとなっている。

この結果、実質収支119,417千円で、財政力指数0.89、実質公債費比率22.0となっている。

一方、令和元年度の決算状況をみると歳入総額8,236,872千円でその内訳は、地方税28.0%、地方交付税11.4%、地方債5.4%などとなっている。

歳出総額は、8,047,864千円で普通建設事業費20.1%、人件費11.2%、物件費13.4%、公債費9.6%などとなっている。

この結果、実質収支189,006千円で、財政力指数0.74、実質公債費比率18.5となっている。

令和元年度と平成27年度の増減をみると、歳入総額では1,472,742千円の増加でその割合では、地方税13.6%減、地方交付税2.4%増、地方債4.4%減などとなっている。

また、歳出総額では1,405,881千円の増加でその割合では普通建設事業費1.3%増、人件費2.8%、物件費2.9%、公債費3.9%のそれぞれ減などとなっている。

以上の結果を考慮すると、今後の財政運営にあたっては、原子力発電所に伴う固定資産税の減収が見込まれることや、整備された施設の維持管理費に多額の費用が必要となることから、長期的視野に立った財政運営をしなければならない。

また、普通建設事業投資の起債の償還をはじめとする公債費等については、繰上げ償還等により、実質公債費比率の抑制を図りつつ、財政逼迫を回避しなければならない。

財政運営計画に基づき、改善を図りつつ、適正な財政運営に努めなければならない。

図表－9 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	9,069,122	6,764,130	8,236,872
一般財源	4,228,038	3,597,804	3,428,719
国庫支出金	1,857,264	741,012	1,691,119
県支出金	657,533	1,028,803	1,288,592
地方債	660,250	664,226	448,660
うち過疎対策事業債	107,500	97,300	91,400
その他	1,666,037	732,285	1,379,782
歳出総額 B	8,852,634	6,641,983	8,047,864
義務的経費	2,606,083	2,203,500	2,070,928
投資的経費	3,124,560	1,251,406	1,641,577
うち普通建設事業	3,121,830	1,251,406	1,617,058
その他	3,121,991	2,878,643	4,029,627
過疎対策事業費	1,151,472	308,434	305,732
歳入歳出差引額 C (A-B)	216,488	122,147	189,008
翌年度へ繰越すべき財源 D	32,149	2,730	2
実質収支 C-D	184,339	119,417	189,006
財政力指数	1.06	0.89	0.74
公債費負担比率	14.6	18.3	12.7
実質公債費比率	20.2	22.0	18.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.9	81.7	89.6
将来負担比率	75.1	24.5	—
地方債現在高	8,089,980	7,962,698	6,966,334

(資料：地方財政状況調査)

(3) 施設整備水準

当村の公共施設の整備状況は、図表－10のとおりである。

図表－10 主要公共施設の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
村道改良率 (%)	15.5	39.7	63.1	66.7	68.6
舗装率 (%)	12.8	38.5	62.3	64.9	67.8
農道延長(m)	—	—	39,192	39,192	39,192
耕地1ha当たり農道延長(m)	22.5	19.5	21.2	21.1	21.9
林道延長(m)	—	—	80,142	80,398	73,158
林野1ha当たり林道延長(m)	2.7	2.9	4.5	4.5	5.3
水道普及率 (%)	85.5	100.0	91.7	96.3	99.9
水洗化率 (%)	—	—	39.8	49.8	91.0
人口千人当たりの病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0

(資料：公共施設状況調査)

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

水洗化率＝（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I）／J

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

5 データが不足している部分は「－」としている。

4. 地域の持続的発展の基本方針

青森県過疎地域持続的発展方針における過疎地域等の持続的発展の基本的な考え方では、「過疎地域等を巡る新たな動きを捉えた人材の確保・育成や雇用機会の拡充」、「それぞれの地域の豊富な資源を生かした自立的な地域づくり」の2つの視点に重点を置いて各種施策に取り組むことにより、過疎地域等が人口減少を克服し、地域住民の誰もが、地域で安心して暮らしていくことができる、持続可能な地域となることをめざすとしている。

当村では平成22年に過疎地域自立促進計画を策定し、少子化や若年者流出の

歯止めのために地場産業の振興や生活基盤整備そして福祉・教育の充実等様々な過疎対策を講じて、人口減少対策や住民が安心・安全に暮らせる環境を整え、地域が抱える課題の解決に向けた取り組みを行ってきた。

しかしながら、人口減少及び流出は依然として進行しており、このような状況のもと、今後地域の持続的発展を進めるに当たり、青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、次に掲げる地域社会実現を目指していく必要がある。

- 豊かな自然環境を保全活用し自然の中での生活を満喫できる村とするため、下水道の整備、廃棄物対策、原子力発電所との共生等の施策を講じ、良好な環境を育む。
- 住民の快適な生活を保障するため、既存集落の生活を支援する施設の整備やシステムの確立、新たな居住地の確保と整備、それらを支える生活拠点としての真の中心地の位置付けの明確化を図る。
- 村内の豊富な資源を活用し、栽培体系や加工技術の開発により、特産物としての付加価値を高め、観光などの新しい産業の育成を図る。すなわち、起業の促進である。
- 中世から現代に伝わる民俗芸能・文化を継承し新たな文化を創造する。
- 中心地を核として村内各集落の連携を強化し、村内外の交流を図ることはもとより、外部との触発を図り活力を見出す施策を講ずる。

(1) 基本的方向

① 良好な環境の整備

- ・ 公共用水域などの保全を図るため、下水道の整備をはじめとした水循環の改善を図り、沿岸及び内水面の水質保全及び治山治水対策に取り組む。

② 快適な生活空間の確保

- ・ 中心地での高品質な住宅用地とそのサポート体制の整備による居住促進を図る。
- ・ 保幼小中一貫教育の充実と高等教育、学外教育、社会人教育などへ対応する。
- ・ 在宅の要援護高齢者への福祉等のサポート体制を確立する。
- ・ 中心地形成を図りにぎわいづくりを創出する。

③ 地域産業の育成・強化

- ・ 第1次産業の自立化のための高付加価値産物への転換奨励により、豊富な天然資源の有効活用を図る。
- ・ 諸資源、物産の加工製品の研究・開発により付加価値を増大させる産業の

複合経営化。

- ・地域商品のアピール手法を確立し、ブランドの確立とマーケティンググループの確保を図る。
- ・原発関連企業の立地誘導、村民雇用の促進、人口流入によるサービス関連産業等の起業促進。

④ 伝統文化の継承・創造

- ・自然や第1次産業によるまとまった風景の範囲を景域としてとらえるとともに、新たな施設の緑化などによる景域の調和と対比による魅力の付加。
- ・能舞、神楽などの民俗芸能保存のための伝承者の育成、拠点施設の整備を図る。
- ・民俗芸能の観光文化としての活用と手芸などによる新しい生活文化活動の創造を促す。

⑤ 内外の交流の促進

- ・中心地を核に村内外の集落、施設等相互の連携の強化により村の一体感を高める交通通信ネットワークの確立。
- ・地域人材の育成を目指す多面的な教育システムの確立と村民の交流機会の増大やボランティア活動などの協力体制の推進。
- ・新居住者との交流の機会をつくり、情報発信も含めたコミュニティ活動の場を形成する。

(2) 重点施策

当村は広大な土地の中に散在する29の集落により形成されており、少子高齢化に伴い若年者人口が激減している環境の中、これまで1集落単位で行っていた活動が成り立たなくなる可能性が考えられる。

よって、村の基幹産業である第1次産業の振興を図りつつも生活環境の整備、居住環境の整備、地域間格差を是正するためにも交通通信及び情報化を推進する必要がある。

① 自然及び生活環境の保全

- ・下水道区域外の非水洗化住宅において、合併処理浄化槽整備を推進し、水質保全及び生活環境の向上を図る。
- ・植林・育林・造林事業による治山治水対策及び温室効果ガス排出抑制策を講じる。

② 少子高齢化に対応した教育水準の確保

- ・平成24年度に開設した幼保連携型認定こども園「こども園ひがしどおり」により、村内全統合による幼小中一貫教育体制が確立したことから、「教育環境デザインひがしどおり21」の提言を受け策定した「東通村幼小中一貫教育基本計画」が示す基本的な考え方に基づき、教育内容・方法

の一層の充実を図る。

- ・統廃合等により遊休施設となる校舎等の活用を図る。

③ 起業の促進等による産業振興の推進

- ・原発関連流入を契機としたサービス産業等の起業を推進する。
- ・原発関連施設の維持管理産業等を起業化する。
- ・第1次製品の加工等付加価値及び流通産業を起業化する。
- ・観光プラットフォームを活用した産業を起業化する。

④ 個性豊かな地域づくりの形成

- ・国重要無形民俗文化財の能舞をはじめ、神楽、田植え餅つき踊り等、民俗芸能の宝庫であることから、それらを確実に次代に継承する。
- ・イベント等による村民の交流機会を活かし、芸能のみならず生活文化や慣習、食事等地域文化の継承を図る。
- ・下北地域の広域的取り組みとして「下北ジオパーク推進事業」に取り組んでおり、地域資源として認知度の向上を図るとともに、地域活性化に向けた取り組みを進めていく。

⑤ 地域間交流の促進

- ・下北圏域で推進している下北ジオパーク推進協議会では、活動状況や地域が誇る魅力などをホームページやSNSを通じ内外へ発信し、交流人口の増加に繋がる取り組みを進めている。また活動を通じた他地域との交流があり、地域間交流も行われている。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要となる。

令和2年3月に策定された「第2期東通村まち・ひと・しごと総合戦略」（以下「総合戦略」という。）及び「東通村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年改訂版）」（以下「人口ビジョン」という。）では、令和7年及び令和12年の人口目標を、それぞれ6,041人、5,930人と設定している。

また、「総合戦略」における数値目標では、社会増減数は令和6年で116人の増加、出生数は64人を目標としている。

本計画の目標値設定にあたっては、人口目標では「総合戦略」及び「人口ビジョン」における令和7年及び令和12年の数値目標を基本とし、社会増減数及び出生数は令和6年での人数を維持するものとして、令和8年の目標値を以下のとおり設定する。

指 標	目標値（R8）
総 人 口	6,019人
社 会 増 減	116人
出 生 数	64人

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

令和元年度に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間R2～R6）において、住民と産官学労言の代表者が参加する東通村まち・ひと・しごと創生本部有識者会議において毎年度検証を行うこととしていることから、本計画における検証についても併せて行うこととし、村ホームページで公表する。

なお、令和7年度及び令和8年度については、次期総合戦略が策定され、有識者会議において検証を行うこととする場合は、その組織で本計画における検証も併せて行い、次期総合戦略が策定されない場合又は有識者会議において検証されない場合においても、同様の有識者会議を設置して毎年度検証を行い、村ホームページで公表する。

7. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

ただし、青森県過疎地域持続的発展方針が変更された場合は、変更後の方針と整合するように内容を見直すこととする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

全国的に、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等が、今後一斉に老朽化が進み、大量に更新時期を迎えることが大きな課題となっている。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少や少子・高齢化等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、公共施設の規模や配置等のあり方を見直す必要に迫られている。

このような背景を踏まえ、当村では、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化による施設の最適化と財政負担の軽減・平準化を目的とし、平成29年3月に「東通村公共施設等総合管理計画」を策定した。

東通村公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本的な方針は以下のとおりである。

『将来人口の減少かつ少子・高齢化の進行、財政基盤が厳しい環境にあること、公共施設等の将来40年間の1年平均更新費用は、直近5年平均の投資的経費額では不足であるなどの結果から、公共施設の今後のあり方は、「新しい施設は造らない」「施設面積を縮小する」「施設は大切に賢く使う」の三つの原則を柱として、財政状況を見極めながら、「現状維持」、「更新（建替え）」、「統廃合」、「複合化」、「長寿命化」等、建物の配置の最適化を、バランスよく推進する』

本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、東通村公共施設等総合管理計画で定める基本方針に適合したものであり、過疎対策に必要な事業を適切に実施していく。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点

(1) 移住・定住・地域間交流

全国的に少子高齢化と人口減少が進む中、当村においても自然減と社会減による人口減少が大きな問題となっている。

社会減の大きな要因としては、転出超過の状態であることが挙げられるが、多くは大学などへの進学や、村内に就業の場が不足していることによる若者の村外企業への就職によるものと思われる。

中心地エリアにおいては、村営で賃貸住宅等の運営や分譲地販売を行っているが、中心地エリアに商業施設や飲食店が充実していないことなど、住環境の整備や支援が不十分であることが課題となっている。

また、既存集落の人口減少が著しく、共同機能を維持することが困難になりつつある集落があることから、地域に継続的に関わる関係人口を創出・拡大し、地域の課題解決や活性化を図り、既存集落の人口を維持することも大きな課題となっている。

(2) 人材育成

人口減少や高齢化により、地域の産業を支える担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく、集落自体の存続が懸念される地区もある。

当村が今後も持続的に発展していくためには、集落機能を維持していくためのコミュニティを牽引する人材の育成及び各種団体の協力支援策などを継続的に推進していく必要がある。

2. その対策

(移住・定住・地域間交流)

- ・地域や地域の人々と多様に関わる者である関係人口の創出・拡大により、地域外からの交流人口を増加させる。
- ・移住者の受入体制及び支援の充実と中心地エリアの生活環境の充実を図ることで、移住者を増やす。
- ・地域の課題解決や活性化を図ることで、既存集落の人口を維持する。

(人材育成)

- ・地域おこし協力隊をはじめとした多様な外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図り、新たな担い手の確保や育成に努める。

第3 産業の振興

1. 現況と問題点

(1) 農 業

2015年農林業センサスにおける当村の農業の概況は、総農家数388戸、うち販売農家数201戸、農業世帯員数642人、経営耕地面積が514haである。

この中で、専業農家は、73戸(36.3%)にすぎず、農外所得に大きく依存した第2種兼業農家が110戸(54.7%)を占めている。

経営耕地面積の内訳をみると、水田(転作地含む)が218ha(42.4%)、普通畑が121ha(23.5%)、牧草専用地が170ha(33.1%)、樹園地が5ha(1.0%)となっている。

農業は天候に左右されやすく、度重なる冷害や農産物価格の下落等により生産意欲の減退がみられ、農業就業人口や耕地面積は年々減少し、高齢化も進行している。

米は、下北地域に適しており県で推奨するほっかりんをはじめ、生産調整による飼料米としての転換を迫られている。

この他、農業の体質強化を図る観点から、担い手不足による遊休農地解消を図るべく農地集約化、農地中間管理機構、農業経営の法人化等国の制度を推進している。

また、当村農業の基幹である畜産は、恵まれた自然環境の中で採草放牧地を活用した夏山・冬里方式によって営まれており、肥育については今後も産業振興公社を核として、良質の肉用牛の生産を図る。

図表-11 専兼業別農家数

(単位：戸・%)

年次	総農家数	販売農家数	専業農家	兼業農家	左の内訳		総農家50年比
					第1種	第2種	
昭和50年	1,166	—	77	1,089	287	802	100.0
昭和55年	1,060	—	49	1,011	233	778	90.9
昭和60年	1,021	744	43	978	166	812	87.6
平成2年	994	666	61	933	76	857	85.2
平成7年	950	539	67	883	99	784	81.5
平成12年	861	422	63	359	40	319	73.8
平成17年	527	314	62	252	33	219	45.2
平成22年	457	258	84	174	18	156	39.2
平成27年	388	201	73	128	18	110	33.3

注) 平成12年以降は販売農家の数値を記載

(資料：農林業センサス)

図表－12 経営耕地面積の推移と構成

(単位：ha)

年次	経営販売農 家耕地面積	内 訳				一戸当り 経営耕地
		田	普通畑	樹園地	牧草専用地	
昭和55年	1,328	647	417	26	238	1.25
昭和60年	1,231	631	508	0	92	1.21
平成2年	1,162	607	424	0	131	1.17
平成7年	1,000	483	349	3	165	1.05
平成12年	863	435	283	3	142	2.04
平成17年	683	301	256	4	122	2.18
平成22年	590	259	142	4	185	2.29
平成27年	514	218	121	5	170	2.56

注) 平成12年以降は販売農家の数値を記載 (資料：農林業センサス)

内訳については、この他に何も作付しない畑があることから、計と一致しない

(2) 林 業

村の総面積の約80%を山林が占めており、その中で民有林の規模は県内有数の林業生産地域である。

しかし、林業環境を取り巻く近年の情勢は非常に厳しく、作業従事者の高齢化もさることながら林道及び作業道の整備の遅れから、各種施業状況は横這いの状態にあり、人工林が本格的な利用期を迎えている中で、地域・産地間競争に勝ち抜くためにも人工林の7齢級以下の要保育林分を対象とした除伐、間伐等の各種施業、生産基盤としての林道、作業道の整備が急務である。

また、間伐材の利用促進や有効利用等の施策を講ずるとともに水源確保、国土、自然の保全等公益的機能の維持、強化を図るため、各種治山事業による整備を推進する必要がある。

(3) 農 林 道

農道は、総延長39.2kmで狭隘な路線がほとんどであり、農業機械の通行及び農作物の運搬等支障をきたしており、農作業の効率化、農産物流通の合理化を図るためにも整備が必要である。

林道は、総延長73.2kmで国及び県の補助事業を積極的に導入し、計画的に整備を進めており、この結果、森林の適正な管理と合理化が図られるものと期待している。

今後も森林施業の効率化を図るため、林道、作業道の整備が必要である。

(4) 水 産 業

村の産業において、水産業の占める割合は非常に大きく、その背景には、太平洋と津軽海峡に面し、その沖合には寒流と暖流が交差し、好漁場が形成される海域であるほか、約65kmにも及ぶ海岸線には生産基盤となる7つの漁港があり、寒暖両流の魚種のほか、アワビ、ウニ、ホタテガイ、コンブ等の水産物が漁獲されている。

令和2年の総漁獲数量は3,975t、漁獲金額は、1,904百万円とな

っており、その主要魚種は、サケ、イカ、ホタテガイ、コンブとなっている。

しかし、近年は主要魚種の不漁や価格低下、高齢化による働き手不足、少子化による後継者不足など、漁業者は厳しい経営を強いられており、漁業者の負担を軽減するため、漁業共済掛金への補助等を行っている。

また、つくり育てる漁業の観点から、内水面漁業ではサケ・マスの増殖事業、あわび種苗センターにて生産した磯根資源として価値の高いアワビの種苗放流を進めるとともに、ヒラメの稚魚、サケの稚魚等安定的な漁獲が可能となるよう各種種苗放流等を行っている。

今後は、栽培漁業だけではなく、魚介類等の一次産品の付加価値を高め、魚価向上による漁業者の所得向上を図っていく必要がある。

漁港施設においては、静穏度の確保や大型化する漁船に対応した基盤整備が必要であるほか、漁獲物を円滑に輸送するための関連道の整備及び保全、漁獲物の鮮度保持に必要な製氷施設等の老朽化など、早急な対応が必要である。

図表－13 主要魚種別漁獲量及び漁獲金額

(単位：t・百万円)

区 分	平成28年		令和2年	
	数 量	金 額	数 量	金 額
サ ケ	827	544	443	372
マ ス	172	59	35	26
ホ タ テ	268	114	118	63
イ カ	1,181	750	1,126	805
ウ ニ	89	74	33	31

(資料：海面漁業基本調査)

(5) 商 業

役場庁舎がむつ市に置かれていたこともあり、道路及び交通体系がむつ市を終点としており、依然として生活圏はむつ市という状況にある。

現在、中心地整備は着々と進められているものの、商店街の整備を前提とした利用が急務とされている。

しかしながら現状は、村内の商店は零細かつ小規模なものが各集落に散在しており、商店数52、従業員数112人、年間販売額は123,700万円と24年度に比べ大幅な減額となっており、今後ますますの経営の合理化、近代化が要求される。

図表－14 商店数及び販売額

(単位：人・万円)

区 分	平成24年			平成28年		
	商店数	従業員数	年間販売額	商店数	従業員数	年間販売額
織物身の回り品小売業	3	5	1,200	3	5	1,100
飲食料品小売業	39	88	67,800	38	76	54,100
機械器具小売業	1	1		1	4	
その他小売業	19	58		10	27	
合 計	62	152	213,900	52	112	123,700

(資料：H24、H28 経済センサス)

(6) 工 業

平成30年の工業統計をみると、従業員4人以上の事業所数は4ヶ所であり、その従業員数は147人、製造品出荷額386,173万円となっている。

この内訳として、尻屋・尻労・岩屋の3地区にまたがり埋蔵する石灰石を採掘する日鉄鉱業(株)尻屋鉱業所からの供給を受け、セメント生産をしている三菱マテリアル(株)青森工場が従業員数、製造出荷額等群を抜いている形となっている。

事業所数は4事業所前後と少ない状態が続いており、地域の活性化や雇用の創出につながる新規起業の促進や企業誘致が必要である。

図表－15 製造事業所及び出荷額等

(単位：人・万円)

区 分	事業所数	従業員数	出 荷 額 等			
			製造品出荷額	加工賃収入	その他収入	合 計
平成24年	5	163		12,560	795	
平成27年	3	94	323,711	0	7	323,718
平成30年	4	147	386,173	26,440	1,683	414,296

(資料：工業統計調査)

(7) 観 光

下北半島国定公園に属する当村には、尻屋崎をはじめ寒立馬、国の重要無形民俗文化財指定の能舞や下北ジオパークのジオサイトなど他の地方に勝る数々の観光資源を有している。また周りを海に囲まれ、雄大な大地からは豊富な食資源をも有し、近年では天然ヒラメを活用したご当地グルメをはじめ様々な商品も開発され、観光誘客を図っている。

しかし、交通体系の悪さや道路整備の遅れ、宿泊施設の未整備など観光客誘致に支障をきたしており、滞在型ではない通過型観光地から抜け出せない状態である。

一方、下北地域を訪れる方々の利便性向上を図るため、様々なニーズに対応するワンストップ窓口機能を有した事業を推進するため、「一般社団法人しもきたTABIあしすと」による広域連携型の観光振興を図っている。

また、海外からの観光・レクリエーション需要の増大を見据え、滞在、体験型という新たなニーズや言語への対応が可能となるよう、人材育成や起業化、ネット環境の整備を目指すことなどを盛り込んだ観光振興計画を策定中である。

(8) 起業の促進

現在、東北電力(株)東通原子力発電所1号機は新規規制基準適合性審査のため停止中、東京電力(株)東通原子力発電所1号機も福島第1原子力発電所の事故の影響により本格工事の開始を見合わせている。

しかし、再稼働及び本格工事の開始後は発電所員及び工事関係者等の流入により起業のチャンスが生まれ、サービス産業、維持管理産業及び食材供給産業

等が確立することにより、豊富な第1次産品を定期的かつ定量に出荷することも可能となり、かつ、雇用の場、就業の場が確保され、人口の定着及びU J Iターンも進行していくことが可能となる。

このためには、起業化を促す人材発掘、育成、他の地域との交流による情報収集等側面からのサポートが必要である。

2. その対策

(農 業)

- ・農地の流動化、集約化により農家の法人化に努めるとともに遊休農地を防止し、農業生産活動を維持していくため、中山間地域等の条件不利農地を対象とした直接支払制度、農地中間管理機構を活用した貸付を実施する。
- ・生産活動の効率化のため、老朽化した機器等の更新や、集出荷体制の整備を推進し、生産者の組織化や販売体制の確立により産地化を目指す。
- ・東通村産業振興公社で一次産品に付加価値を持たせた商品の開発、販売に至る一貫的、複合的経営を推進する。
- ・土地条件、気象条件に適した野菜栽培と、畜産との複合経営により、農業収入の安定化を図り、地域特産物の開発や観光型農業等の農業活性化対策に取り組む。
- ・農業機械の移動や農作物の搬出を効率的に行うため、農道の新設改良を進める。

(畜 産)

- ・東通牛の高付加価値化とブランドの確立を目指す。
- ・畜産経営においては、多頭化、生産コストの低減を図りながら、産業振興公社による加工製品の開発、生産、販売の複合経営化を推進する。

(林 業)

- ・除伐、間伐等の各種保育施業を計画的に進め、良質材の持続的供給を図るほか、多様な森林を造成するための複層林、育成天然林の導入を推進する。
- ・国、県の補助事業を積極的に活用するとともに、森林環境譲与税を効率的に投入し、基幹的林道その他の林道及び作業道の整備を図り、搬出による生産コストの低減を図る。
- ・標高や土壌等を勘案し、適地適木を基本としつつ、高値で取引されるヒバ、イチイ等の高級資材の造林を積極的に進める。
- ・水源涵養、土砂流出防備、防風等保安機能の目的を持った森林の整備と土地の保全を実施する。

(農 林 道)

- ・農道については、農業経営改善のため、県代行事業により計画的に路線の改良や新設を行う。
- ・林道については、森林整備の促進のみならず、山村地域の活性化を図るため、計画的な路線整備を行う。

(水産業)

- ・沿岸漁業は、主要魚種であるイカ、サケを中心に漁獲高の中で大きなウエイトを占めていることから、今後は、近代化漁船の導入等の推進により、漁業の一層の効率化を図る。また、アワビ、ウニ、コンブなどの磯根資源や沿岸性魚種の資源の増大と生産力の向上を図るために漁場の整備を推進するとともに水産物の高付加価値化により高収益を目指す。さらに、あわび種苗センターでは種苗生産を行っており、計画的に放流することで資源管理型漁業を目指す。
- ・アワビ種苗センターは平成10年に供用開始しており、経年劣化や塩害による腐食等が進んでいる。また定期的に交換が必要な設備もあり、必要に応じて改修や交換を実施する。
- ・当村と国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院及び水産学部との間で、学術・教育・文化及び地域振興に関する各分野においての連携協定を締結しており、水産科学技術の発展や水産資源の活用、地域振興等の調査・研究を実施し、村の水産業の発展充実を図る。
- ・内水面漁業では、老部川でサケ・マスの増殖事業が行われており、沿岸漁業者の漁獲に寄与しているため、増殖事業の推進により内水面及び沿岸漁業の振興を図る。
- ・製氷施設等の漁業近代化施設の整備及び保全事業を実施する。
- ・観光漁業にも力を入れ、活気ある漁村づくりに努め、後継者育成と若者定住を押し進める。
- ・魚介類をはじめとした一次産品に付加価値を与えるなど加工産業への原料供給することで、消費拡大と需要動向に即応した水産物の安定供給を目指し、新たな地域特産物の開発、活魚輸送、産地直販などの推進を図る。
- ・漁港の整備及び老朽化した漁港施設の機能保全を行う。

(商業)

- ・商工会との連携に努め、経営指導の強化による商工業の振興を図る。
- ・観光との連携を図り、村内における観光産業の育成に努める。
- ・まちづくりに欠くことのできない商業施設等を中心とした商店街形成のため、立地誘導策を講ずる。

(工業)

- ・豊富な地域資源を活かした製品等、港湾整備による流通経路確保等により、コスト削減と生産効率を高め、工場の規模拡大による雇用増加を図る。
- ・起業への支援体制の整備や、各種地域指定による税制上の優遇措置等を活用した企業誘致を積極的に推進する。

(観光)

- ・牧場等の自然と人間の利用体系が一体となっている景観の育成を図る。
- ・村内に散在する観光資源をルート化し、周遊コースの設定をするとともに、「しもきたTABIあしすと」との連携により、広域観光の展開に努め観光の活性化を図る。
- ・現在の宿泊施設は、収容能力が極めて低く、老朽化が進んでいることと後継者

不足による施設数が減少していることから、後継者育成及び施設数の確保を図る。

- ・知名度の向上として、各種イベントの開催や参加によるPR活動を展開するほか、郷土料理の観光的活用による魅力ある観光地形成を図る。
- ・村の主要な観光地である尻屋崎に観光複合施設整備を計画し、また厳冬の尻屋崎、寒立馬を中心とした冬期観光を実施する。
- ・村内観光の休憩場所として活用されている「野牛川レストハウス」の改修を実施し、より良い観光を提供する。
- ・民間企業と連携し、村の独自性が醸し出せる民俗芸能「能舞」を活用した観光ツアー等を企画する。
- ・デジタル技術を活用した観光PRと食資源を活用したECサイト構築による産業振興を図る。

(起業の促進)

- ・原子力関連産業の起業として、建設初期段階において建設系、運転開始から長期に渡って維持管理系の産業において可能性を有しているため、起業への支援体制の整備や、各種地域指定による税制上の優遇措置等を活用した起業の促進を図る。
- ・原子力関連産業に従事するため、増加する流入人口を狙った飲食などのサービス業もその実施は比較的容易であり、地元からの起業化が期待できることから、融資制度の活用促進などで起業への支援を図る。
- ・定住人口を見越した商業施設等の整備も商業区域の明確化と土地利用条件を整備し、起業化を推進する。
- ・尻屋崎観光などの観光客をターゲットとした起業を目指す。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

3. 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備	むつ・東通地区（村営第1牧場、 第2牧場）草地畜産基盤整備事業	青森農業 支援セン ター	
	農業	揚水機ポンプ改修事業	村	
	林業	民有林林道開設事業	村	
		林道改良事業	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
産業の振興	(2) 漁港施設	東通地区(小田野沢漁港)水産物供給基盤機能保全事業	村		
		東通地区(岩屋漁港)水産物供給基盤機能保全事業	村		
		東通地区(石持漁港)水産物供給基盤機能保全事業	村		
		東通地区(尻労漁港)水産物供給基盤機能保全事業	村		
		尻屋漁港水産生産基盤整備事業	県		
		尻屋漁港水産物供給基盤機能保全事業	県		
		野牛漁港水産生産基盤整備事業	県		
		野牛漁港水産物供給基盤機能保全事業	県		
			東通村漁港海岸長寿命化事業	村	
	(3) 経営近代化施設 水産業	北地区製氷センター角氷用電動フォークリフト更新事業	村		
	(4) 地場産業の振興 試験研究施設	水産研究複合施設整備事業	村		
		生産施設	あわび種苗センター電気設備改修事業	村	
			あわび種苗センターろ過砂交換事業	村	
			あわび種苗センター飼育棟改修事業	村	
	(9) 観光又は レクリエーション	尻屋崎観光複合施設整備事業	村		
		野牛川レストハウス改修事業	村		

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
東通村全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日 ～ 令和9年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2. その対策」及び「3. 事業計画」のとおり。

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて周辺市町村との連携に努める。

5. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、産業系施設及びスポーツ・レクリエーション系施設の基本的な方針について以下のとおりとしている。

(産業系施設)

- ・全施設において、その特性、必要性、利用状況等を踏まえ、大規模改修、更新（建替え）、統廃合の検討を実施して的確に対応する。
- ・第一次産業従事者の減少と担い手不足、高齢化等が懸念される中で、第一次産業の充実と安全を推進する。

(スポーツ・レクリエーション系施設)

- ・「東通村体育館」は、地震や災害における防災拠点（避難場所）でもあることから、定期的に点検を実施し、損傷箇所等の早期発見に努め、計画的な修繕・改修を行う。
- ・「野牛川レストハウス」や「尻屋崎公園ビジターハウス」も村にとっては重要な観光資源であることから、利用客の動向を総合的に判断しながら、維持管理及び最適化を推進する。

本計画では、東通村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、必要となる事業を適切に実施することとしており、総合管理計画と整合性が図られている。

第4 地域における情報化

1. 現況と問題点

情報化社会の進展により、一般家庭へインターネットが普及し、スマートフォンやパソコンなどで様々な情報の収集や交換が可能となっている。

当村では、平成23年度に光通信網を整備し、それまでADSLにも対応不可だった状況から脱却し、高速インターネット利用可能な地域となり、民間通信事業者に光ケーブルを貸し出すことで、村内全域でのブロードバンド化が可能となったものの、都市部では超高速な通信システムである5Gが普及拡大しており、未だに携帯電話等のエリアで不感地帯が残る地方との新たな通信格差が生じている。

今後は不感解消を進めていき、村民がよりスピーディーに防災情報や行政情報を取得できるようにするだけでなく、効率的な情報化の推進と住民の利便性向上につながる各種手続きのオンライン化ができる環境の整備を進めていく必要がある。

2. その対策

- ・多様化する住民や観光客のニーズに対応するため、ICT環境の整備を進めていくとともに、場所にとらわれない就業や企業を可能とする取組（テレワークなど）を推進する。
- ・情報化社会に対応できるように学校教育におけるICT教育を進める。
- ・携帯電話不感地域を解消し、住民の通信手段の確保を図る。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点

(1) 村 道

村道は、総延長142.2kmに対し、改良率68.6%、舗装率67.8%と未だ整備されていない路線が多々あり、早急な整備が必要とされている。

主要幹線となる国道338号、主要地方道むつ尻屋崎線を結ぶ横断路線を村道でカバーしているため、また、散在する集落間を結ぶ路線も村道であるため、延長が長く、また、国道及び県道のバイパス化に伴う管理移管により、今後も総延長が延びることが想定されており、冬期間の除雪対策も含め、維持管理の実施や安全で快適な道路状況を確保していく必要がある。

(2) 交 通

広い村域に集落が散在しているため、北部と南部ではバスルートが違い、広域圏の中心であるむつ市へは距離的にかなりの格差がある。

地域公共交通においては路線バスのみであり、村道の整備により、ほとんどの集落をバスが通過するものの、本数の少なさや時間帯のズレ等改善の余地を多く残している。

また、赤字路線の運行費負担等財政的にも影響を及ぼしている。

2. その対策

(村 道)

- ・平成元年に建設省から指定を受けた、まちづくり市町村道整備モデル事業により、集中的に村道整備に取り組み、各集落間と中心地を結ぶ幹線道路等飛躍的に整備率は高まったものの、集落内での生活路線等未だ未整備路線が多いため、引き続き重要度の高いものから順次整備していく。
- ・整備済みの路線について、道路及び付帯施設ストック調査を行い、老朽化や改善の必要な路線についてオーバーレイや道路施設補修交換を行う。
- ・冬期間における快適で安全な道路状況を確保するため、計画的な雪寒機械の更新を図る。

(交 通)

- ・定期バスの利用者は自家用車の普及により、年々減少しており、利用客の動向を踏まえた定期ダイヤの再編や役場庁舎を中心とした循環型定期バス路線の開設を働きかける。
- ・地域医療センターの利用者や認定こども園の園児に配慮し、路線バスとは異なる形態での運行を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

3. 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	下田屋石蕨平線道路改良事業 (Ⅰ期工区) L=2,500m W=5.5m	村	
		下田屋石蕨平線道路改良事業 (Ⅱ期工区) L=897m W=5.5m	村	
		石蕨平線道路改良事業 L=1,374m W=5.0m	村	
		石持砂子又線道路改良事業 L=30m W=8.0m	村	
		村道橋補修事業	村	
	その他	急傾斜地崩壊対策事業	県	
	(8) 道路整備機械等	雪寒機械整備事業	村	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域生活交通対策補助事業 (事業内容) 民間事業者が運行する不採算路線に対し支援を行う。 (必要性) 住民の生活に必要な生活交通路線を確保する必要がある。 (事業効果) 公共交通を維持することで、住民の利便性向上が図られ、定住促進につながる。	村	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、道路、橋梁の基本的な方針について以下のとおりとしている。

(道路)

- ・「村道ストックメンテナンスサイクル」を策定して、「事後的な修繕」から「予防的な修繕」へと円滑な転換を図り、計画的な改修等を進め、維持更新コストの縮減と利用者の安全確保に努める。
- ・広域交通ネットワークの利便性の向上や、快適な生活環境の提供および災害時の避難経路を確保するため、国・県道や生活道路の整備を計画的に推進する。

(橋梁)

- ・橋梁にあっては、「橋梁長寿命化計画」の方針に基づき、道路と同様に「対症的」な対応ではなく、「予防保全的」な更新・改修・長寿命化を計画的に推進して、利用者の安全確保を図る。

本計画では、東通村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、必要となる事業を適切に実施することとしており、総合管理計画と整合性が図られている。

第6 生活環境の整備

1. 現況と問題点

(1) 上水道施設

当村は、昭和58年度から上水道創設事業に着手し、平成4年度に完工。その後、平成7年度には北地区簡易水道事業が完工し、平成13年度からは野牛地区の給水をはじめ、原子力発電所建設に伴う給水量増加に対処するため、上水道第1次拡張事業を実施し、現在の施設規模は3浄水場、配水管延長は140kmであり、村内29の集落すべてに給水が可能となり、令和元年度における水道普及率は99.9%、給水人口は5,932人となっている。

しかしながら、事業初期に完成した施設の老朽化が著しく、今後は大規模な改修の必要に迫られ、財源の確保が緊急の課題である。

(2) 下水道施設

当村は、平成10年度から下水道建設事業を開始し、漁業集落排水整備事業による汚水処理施設整備を尻屋地区、白糠・老部地区、小田野沢地区と順次整備し、それぞれ平成13年度、平成17年度、平成25年度に供用開始している。

また、砂子又、桑原、里地区においては、特定環境保全公共下水道事業による汚水処理施設整備を行い、平成14年度に供用開始している。

しかし、村全体の普及率はまだ低く、今後未整備地区については青森県汚水処理施設整備構想計画に基づき整合性を図りながら、各集落の地域性に見合った事業を進め、生活環境の改善及び環境衛生の向上を図り水質保全に努めることが必要である。

(3) ごみ処理

令和2年度のごみ処理状況は、年間収集量2,012tとなっている。

村内のごみ収集は、家庭ごみを委託方式、事業系ごみは許可業者により分別収集し、その処理については、平成15年に下北地域広域行政事務組合がむつ市奥内地区に下北地域一般廃棄物等処理施設「アックスグリーン」を建設し、ごみ処理事業は公設民営方式を採用し、アックス・グリーン・サービス株式会社が行っている。

今後は、当村の入口地区にある最終処分場の適正閉鎖と、廃止した焼却施設の解体計画の策定が必要である。

(4) し尿処理

し尿処理は、下北地域広域行政事務組合の所管となっており、平成19年4月に共用開始した「むつ衛生センター（汚泥再生処理施設）」で処理されている。

令和2年度において処理人口は293人、年間総収集量は1,700k1となっている。

(5) 墓地・斎場

墓地は各集落ごとの共同管理となっているが、いずれも狭隘であり幹線との連絡道も含めた計画的な整備が必要である。

東通村斎場は、砂子又地区にあり、平成6年4月から供用開始している。当施設は、近代的な機能を兼ね備え、自然の景観にマッチしており、建築物としても各方面から高い評価を得ている。

(6) 消防・防災

消防・救急体制は下北地域広域行政事務組合（東通消防署、東通消防署北分遣所、東通消防署南分遣所）による常備消防と、村内各集落に非常備消防として20個分団（令和3年4月現在、団員数350人、積載車10台、小型動力ポンプ28台、ポンプ自動車10台）で構成されている。

しかし、過疎化の進行や住民の高齢化により団員の確保が困難となっている。

この他、水道事業にあわせて消火栓や防火水槽の整備も年次計画に基づき整備を進めている。

救急体制については村内の各分遣所2ヶ所に常時1台の高規格救急車を配備し、万全を期しているものの、近年出動回数が増加しており今後諸体制の検討・整備が必要と考えられる。

その他、原子力発電所の立地に伴う消防・防災計画の必要に応じた見直し、消防署や分遣所、役場を中心に地域住民個々に至る防災情報のネットワークの確立が必要である。

(7) 住 宅

今日では、核家族化が進み住民の需用が増加傾向にあるものの、当村においては若者のむつ市への流出が増え人口減少に拍車がかかっている。

今後定住を推し進める上で居住環境の整備が不可欠であり、そのためには、計画的な住宅地の確保（既存住宅の建替えや移転、分家等、新居住者のための住宅用地等）に重点を置き魅力ある居住区の建設を進め、住宅団地形成を図っていく必要がある。

また、当村ではPFIを活用した公営住宅等を整備しているが、若年層の定住促進を図るためには、UJIターン居住者、短期居住者向けの住宅地や公的賃貸住宅等のより一層の整備が必要である。

(8) 交通安全

交通環境は道路網の整備に伴い年々向上しているものの依然として要改良箇所が多く、危険な状況にあるところも見受けられる。

交通事故の発生件数は道路事情の変化や交通量の増加により増えており、交通安全対策協議会や交通安全母の会などを中心に、村民一体となった交通安全運動を推進するとともに交通安全施設の整備も必要である。

2. その対策

(水道施設)

- ・災害に備えた、浄水場間の相互連絡体系の整備を促進する。
- ・老朽化した施設の維持補修や一部改修を行う。

(下水道)

- ・村民の水質汚染防止に対する思想の啓蒙と普及を図る。
- ・下水道の整備は、各集落・地域の特性に応じて下水道整備並びに合併処理浄化槽整備の各方式を使い分け、費用対効果等勘案し効果的かつ経済的な運用をする。
- ・老朽化した施設の維持補修や一部改修を行う。

(ごみ処理)

- ・最終処分場の適正閉鎖と廃止した焼却施設の解体計画等を検討する。
- ・一般廃棄物の梱包ゴミを計画的に処分する。
- ・老朽化が進む下北地域一般廃棄物処理施設「アックスグリーン」に代わる新たな「エネルギー回収型廃棄物処理施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」として新ごみ処理施設を整備する。

(し尿処理)

- ・広域事業を継続し、より計画的な収集体制の充実を図る。

(墓地・斎場)

- ・幹線道路と墓地との連絡道を整備する。

(消防・防災)

- ・消防車の更新等、常備消防の機能拡充や消防施設の整備を行い、消防能力の向上を図る。
- ・原子力発電所に係る防災体制の確立を図る。

(住宅)

- ・公園などの機能を兼ね備えた住宅地の確保と計画的な住宅の建設を推進する。
- ・住宅地の整備は、中心地（公的賃貸住宅等）原子力発電所近傍（関連企業定住者及び短期滞在者）等に区分し、それぞれの位置付けを明確にする。
- ・PFI等を活用し、住宅の維持管理及び運営の促進を図る。

(交通安全)

- ・交通安全関係組織の充実を図り、村民の交通安全思想の啓蒙と普及に努める。
- ・信号、横断歩道をはじめとした交通安全施設の整備を推進し、高齢者や子供の交通弱者の保護を図る。
- ・交通安全関連のイベントを行い、村民の交通安全への意識高揚を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理

計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

3. 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	砂子又配水場残留塩素計更新 事業	村	
		小老部川配水管漏水復旧事業	村	
		老部川水管橋補修事業	村	
		上水道中央監視装置更新事業	村	
		大平滝第1・砂子又配水池耐震 補強事業	村	
		水管橋添架橋補修事業	村	
	(2) 下水道処理施設 その他	特定環境保全公共下水道 長寿命化事業	村	
		漁業集落環境整備事業	村	
		浄化槽補助事業	村	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	新ごみ処理施設整備事業	下北広域 行政事務 組合	
	(5) 消防施設	防火水槽新設事業	村	
		消防ポンプ自動車整備事業 (常備消防)	村	
		小型動力ポンプ付積載車整備 事業	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	(5) 消防施設	化学消防ポンプ自動車整備事業	村	
		消防ポンプ自動車整備事業 (非常備消防)	村	
		水槽付消防ポンプ自動車整備 事業	村	
		救助工作車整備事業	村	
		避難搬送車整備事業	村	
		消防ホース乾燥塔新設事業	村	
		高規格救急自動車整備事業	村	
		防火衣整備事業	村	
		消防用ホース整備事業	村	
		消防指揮車整備事業	村	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、上水道、下水道の基本的な方針について以下のとおりとしている。

(上水道、下水道)

- ・村の上水道は、2020年代から管路の寿命が到来する。「上水道アセット（又はストック）マネジメント計画」を策定して、老朽化対策や耐震対策等を計画的に進める。
- ・利用者のニーズの多様化・高度化に適合する上水道の最適化を推進する。
- ・「下水道アセット（又はストック）マネジメント計画」を策定して、老朽化対策や耐震対策等を計画的に進める。
- ・下水道の新規整備については、将来の人口動向や費用対効果を見極め的確に対応する。

本計画では、東通村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、必要となる事業を適切に実施することとしており、総合管理計画と整合性が図られている。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

当村では平成24年度に認定こども園「こども園ひがしどおり」を開園し、各集落に散在していた保育園・幼稚園等を一本化した。

開園により、これまで利用していた各集落の幼稚園、保育所、児童館を全て廃止し、村の中心部（庁舎周辺）に新施設を設置したため、園児の交通手段を確保する必要がある。

また、近年の出生率の低下や人口減少により乳幼児数は減りつづけているため、今後も保育内容の充実や運営方法の改善の検討が必要である。

(2) 高齢者の福祉

当村の老年人口は、平成22年の国勢調査においては1,995人(27.5%)であったものが平成27年の同調査において2,044人(30.9%)と高齢化が進行している。特に、75歳以上の後期高齢者の増加が著しくこの傾向は今後も進むと考えられる。

このような状況の中、当村では、平成15年に「保健・医療・福祉」の総合福祉施設の「野花菖蒲の里」を開設し、老人保健サービスの強化に努めているが、経年劣化による施設の損傷が大きく、施設を快適に利用してもらうためには改修等が必要な状態である。

また、ひとり暮らしの老人に対しては、各地区を巡回して身の回りの世話を始め日常生活の指導はもとより悩みごと相談等のほか、在宅福祉サービスの強化にも努めている。

老人クラブの状況は、1連合会と13の単位クラブで構成されている。主な活動内容は各種交流会、研修会、趣味講座、スポーツ・レクリエーション活動を行っている。

近年は、高齢化により会員数は増加傾向にあり、より魅力ある組織づくりを図るためにも活動内容等の根本的な見直しが必要である。

今後本格的高齢化社会を迎えるにあたり課題となるものは、高齢者が求めている様々なニーズに地域社会や行政がいかに対応し、社会参加の場を与えるための高齢者の位置を明確化することである。

このため、現状の的確な実態把握に努め、具体性を持った将来的施策を早急に見出すことが必要と考えられる。

(3) 母子保健

少子化や核家族化の影響のため、子どもと触れ合う機会が少ないまま妊娠・出産を迎える女性が少なくないほか、子育てに他者の支援が得られにくい状況があり、育児に自信を持ってない母親が増えている。

また、乳幼児期には、肥満児の割合とう歯保有率が高いことが課題である。

さらに、近年注目されている発達障害や「気になるこども」に対する、育児支援や適切な就学に向けた支援についても課題となっている。

(4) 障害者福祉

中心地をはじめ、村内の各種公共施設整備が実施される中で、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が健常者と同様に利用できる施設整備が必要である。

また、高齢者や障害者が社会参加できる環境をハード、ソフト両面について整備する必要がある。

(5) 疾病予防

近年の東通村における死亡原因をみると、1位がん、2位心疾患、3位脳血管疾患が大部分を占めている。

さらに、自殺による死亡も年によって波があり、働き盛りの年代の死亡が多く見られる。

今後は、「健康ひがしどおり21」の推進により、各関係機関との協働による取り組みを充実させるとともに、住民主体の健康な地域づくりを進めるため、健康に対する意識を普及啓発し、健康寿命の延伸を図ることが必要である。

2. その対策

(子育て環境の確保)

- ・認定子ども園の人材の充実を図り、保育内容や運営方針を現代社会のニーズに対応した保育形態として確立する。
- ・核家族化が進んでおり、高齢者と子供の交流を図り、よき伝統や風習を継承する機会を与える。
- ・村内各地から「こども園ひがしどおり」に通園する園児の交通手段の確保、保育の充実を図る。

(高齢者の福祉)

- ・老人クラブの活動と組織の充実を図り、いきがいの場を提供する。
- ・在宅介護家族の負担を軽減するため、各種サービス内容を十分に理解してもらうことが必要であり広報誌等の活用の他、施設見学会への参加等により一層の啓蒙活動を実施する。
- ・介護予防活動の一環として「あづまる会」を発足しており、常日頃からの予防活動支援を行う。
- ・利用希望者からの申込みに迅速に対応するため、申請書類の簡素化や代行業務を実施する。
- ・高齢者のニーズに対応した適切なサービスを実施するため、高齢者サービス調整チームの充実を図る。また、医療機関や介護老人保健施設からの情報提供やボランティア等民間団体の参加、さらにはそれぞれのネットワーク化を目指す。
- ・経年劣化等により、保健福祉センター及び介護老人保健施設の改修が必要となるものについては実施し、良好な利用環境の維持に努める。

(母子保健)

- ・ママカフェルームやキッズルームなどの母親と子どもの交流の場を設け、母親の孤立化を防ぐ。

- ・赤ちゃん教室や乳幼児健診を実施し、う歯予防や肥満予防の情報提供を行う。
- ・5歳児健診を実施するほか、教育委員会や小学校・中学校、養護学校との連携を図りながら、育児支援や適切な就学への支援ができるよう環境づくりを行う。
- ・子育て支援として、満1歳になるまでの乳幼児を対象に子育て支援助成金を交付する。

(障害者福祉)

- ・公共施設の改善や車両等の移動手段の確保、歩道や盲人用信号の設置等障害者にやさしい街づくりを目指す。
- ・障害者が社会参加できる機会の増加を図る他、就業できる場の確保として企業等の誘致を推進する。

(疾病予防)

- ・健康ひがしどおり21の普及、実践に努め、「自分の健康は自分でつくる」といった住民主体の健康づくりを進める。
- ・特定健診、がん検診の受診者数の向上はもとより、医療機関での管理状況について把握し、受診しやすい健診の体制整備を行い、受診率の向上を図る。
- ・健診受診により疾病の早期発見早期治療を図るとともに、病気にならない、悪化させないための一次予防を積極的に推進する。
- ・メタボリック症候群対策として、住民の生活習慣の改善を支援するため、保健師や栄養士による生活習慣改善指導の機会を工夫し、生活に寄り添った保健指導を実施する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

3. 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活 その他	保健福祉センター改修事業	村	
	(4) 介護老人保健施設	介護老人保健施設改修事業	村	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	こども園通園バス運行事業 (事業内容) こども園への通園バスの運行 (必要性) 入園児の交通手段を確保する必要がある。 (事業効果) 入園児の交通手段の確保が図られる。	村	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、子育て支援施設、保健・福祉施設の基本的な方針について以下のとおりとしている。

(子育て支援施設)

- ・新耐震基準以降に建設された「乳幼児センター」が村唯一の子育て支援施設であるため、当面は現状維持とし、少子化の動向によっては、ほかの施設との複合化を検討する。
- ・安全、安心の観点から定期的に施設の点検を行い、損傷箇所等の早期発見に努め、計画的な修繕・改修を行う。

(保健・福祉施設)

- ・「東通村保健福祉センター」と「東通村介護老人保健施設」は保健分野と高齢福祉分野のそれぞれ唯一の施設であることから、当面は現在の配置を妥当として維持する。
- ・高齢福祉施設においては、これからの超高齢社会に備え、スクールバスネットワークを活用するなどして、施設の増設も含め、配置の最適化を計画的に進める。

本計画では、東通村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、必要となる事業を適切に実施することとしており、総合管理計画と整合性が図られている。

第8 医療の確保

1. 現況と問題点

(1) 診療所

当村の医療体制は、下北地域の各市町村で構成する一部事務組合下北医療センターに属しており、基幹病院であるむつ総合病院を中心に構成されている。

村内には、平成12年に開設した東通村診療所と白糠診療所の2ヶ所があり、東通村診療所は中心地にあるため、距離的な障害が緩和されたものの、医師不足が課題となっている。

また、今後も各種保健活動と連携し、効率的に運用していく必要がある。

(2) 地域保健体制

保健体制は、保健衛生に保健師3名、地域医療振興協会と教育委員会にそれぞれ保健師1名が配置されている。

母子保健から老人保健まで、一次予防を推進し、包括的な行政サービスを提供するため、計画的な保健師や栄養士等の確保と育成、分散配置による他部署保健師間の連携が必要である。

今後は、各関係機関との連携や協働をより充実させ、住民主体の保健活動を進めるために、保健計画に基づいた各種保健事業を実施していく必要がある。

2. その対策

(診療所)

- ・診療所の医師確保と、その効率的な運用を行う。
- ・患者輸送体制の確立と医療機器の計画的整備更新により、村民の日常的健康管理及び一次診療に対応する。
- ・医療施設等の利便性向上のため地域医療センター利用者送迎を行う。

(地域保健体制)

- ・保健師の分散配置による機能分化に対応し、保健師の育成体制を明確にする。
- ・健康づくり分野に必要とされている、行政栄養士を配置する。
- ・住民主体の健康づくりを進めるため、各地区の地域組織の育成と強化を図り、一層住民と一体となった健康問題の解決に努める。
- ・包括ケアを目指すため「元気ですカー」を利用した訪問医療・看護を実施する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

3. 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 診療所	東通村診療所改修事業	村	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域医療センター利用者輸送 事業 (事業内容) 地域医療センターへの利用者の 輸送 (必 要 性) 地域医療センター利用者の交通 手段を確保する必要がある。 (事業効果) 地域医療センター利用者の交通 手段の確保が図られる。	村	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、医療施設の基本的な方針について以下のとおりとしている。

(医療施設)

- ・医療施設は、「東通村診療所」と「白糠診療所」の2棟を保有している。
- ・地域住民にとって医療機関は切実な問題ですので、村内の医療施設は、現状の配置が最適として当面維持する。
- ・「白糠診療所」は、構造が木造で築後50年近く経っていることから、地震や災害時の非常事態において、医療従事者や施設利用者の安全確保と医療の機能が停止することのないように、修繕・更新（建替え）等の検討を実施する。

本計画では、東通村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、必要となる事業を適切に実施することとしており、総合管理計画と整合性が図られている。

第9 教育の振興

1. 現況と問題点

(1) 幼児教育

人格形成のうえで大きな役割を持つのが、幼児期における教育であると考えられている。

このような認識のもと村内には、幼保連携方認定こども園「こども園ひがしどおり」が設置されており、令和3年4月現在122名が在園している。

今後も「教育環境デザインひがしどおり21」のプランを実践に努め、利用者のニーズに応じた保育体制や、それに対応できる人材・設備の整備を推進しなければならない。

(2) 小学校教育

村内には、これまで小学校が16校設置されていたが、平成17年4月に北（尻屋、尻労を除く）・中・西地区の11校を統合した東通小学校が開校、その後、平成21年4月に残りの5校も統合し、現在東通小学校1校が設置されており、令和3年5月現在266名の児童が在学している。

今後も少子化等の様々な課題が考えられるなか、教育水準の確保に取り組む事が必要であり、それらの課題を解決するため、「人づくりのための学力の充実」を目指し、「教育環境デザインひがしどおり21」のプランを実践中である。

また、特別支援教育も重要な問題であり、その程度や障害に応じた適切な教育支援が必要である。

教育関連施設や備品については、経年劣化等により改修や交換が必要となっているものがあり、計画的な整備が必要である。

(3) 中学校教育

村内には、これまで中学校が6校設置されていたが、平成17年4月に4校を既存校に統合し、その後、平成20年4月に残りの2校も統合した東通中学校を開校、令和3年5月現在153名の生徒が在学している。

今後は、情報化時代に対応した教育環境の整備や語学教育にも積極的に取り組み、キャリア教育に積極的に取り組み人材の育成に努めていくなど、「人づくりのための学力の充実」を目指し、「教育環境デザインひがしどおり21」のプランを実践中である。

教育関連施設や備品については、経年劣化等により改修や交換が必要となっているものがあり、計画的な整備が必要である。

(4) 高等学校教育

高等学校の義務教育化が叫ばれている中で、当村の高校進学率はほぼ100%となっている。

村内全域からむつ市へ高等学校通学には、スクールバスの運行により対応しているが、運行時間等の関係で諸問題があり、それらの課題を解決するため、「教育環境デザインひがしどおり21」のプランを実践中である。

(5) 社会教育

現代社会は、めまぐるしい変化を続けており、現代人は急激な社会変動に対応できる知識と技能の習得に努めなければならない。

また、潤いのある豊かな人生を送るためにも、村民ひとりひとりが生涯を通じて自らの能力の向上を図り、充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会の拡充を図るため様々な施策を講ずる必要がある。

(6) スポーツ・レクリエーション

近年の余暇時間増大に伴い、地域住民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズは年々多様化している。

施設整備は、村体育館及び小中学校施設の使用でほぼ確保されているものの、指導者の育成が遅れており、指導者づくりが急務とされている。

※「教育環境デザインひがしどおり21」は村総合教育プランとしての位置付けであり、特に学校教育環境並びに家庭教育環境にスポットをあてたプランである。

2. その対策

(幼児教育)

- ・「教育環境デザインひがしどおり21」のプランの実現に努める。
- ・家庭や小学校との連携を強化し、相互理解を深めるとともに教育効果の向上に努める。

(小学校教育)

- ・「教育環境デザインひがしどおり21」のプランの実現に努める。
- ・児童数の減少は今後とも続くと予想されることから、その実情を的確に把握し、学級の適正配置を推進する。
- ・経年劣化等により、教育関連施設や備品の修繕または交換などが必要なものについては実施し、良好な教育環境の維持に努める。

(中学校教育)

- ・「教育環境デザインひがしどおり21」のプランの実現に努める。
- ・生徒数の減少は今後とも続くと予想されることから、その実情を的確に把握し、学級の適正配置を推進する。
- ・経年劣化等により、教育関連施設や備品の修繕または交換などが必要なものについては実施し、良好な教育環境の維持に努める。

(高等学校教育)

- ・「教育環境デザインひがしどおり21」のプランの実現に努める。
- ・進学率の向上に努めるとともにスクールバスの運行改善を図る。
- ・高等学校進学者が増加するとともに、保護者の費用負担が増加しており、高等教育も踏まえた各種奨学金制度等の充実が必要である。

(社会教育)

- ・各種教室、講座等の内容充実と参加者の拡大に努め、地域間・世代間の交流を図り、住み良い社会づくりを目指す。
- ・青少年団体の育成を助長し、地域のみならず広域的かつ積極的な社会参加を促進する。
- ・コミュニティ活動の拠点となる施設の整備はもとより、既存公共施設開放等により、地域活動の活発化を図る。

(スポーツ・レクリエーション)

- ・体育館を村民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として活用するほか、全国規模の大会を開催することにより、住民のスポーツに対する意識の高揚を図る。
- ・スポーツ・レクリエーション活動を安全かつ効果的に行うには、スポーツインストラクターの確保、養成が不可欠であり、各種団体の育成を含めて組織強化を図る。
- ・冬期間をはじめ、スポーツ活動の機会の拡大と普及には施設の積極的な開放が必要であり、その管理体制の強化が必要である。
- ・施設のみならず、恵まれた自然を活かした軽スポーツ等の普及も推進する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

3. 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 給食施設	調理機器取替事業	村	
		給食センター調理室床補修事業	村	
		給食センター改修事業	村	
		給食センター衛生器具設備更新 事業	村	
		給食センター換気ファン更新 事業	村	
		給食センター空調設備改修事業	村	
		給食センターLED照明設置 事業	村	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、学校教育系施設の基本的な方針について以下のとおりとしている。

(学校教育系施設)

- ・学校教育系施設は、各地域に点在していた学校を砂子又地区に統合し、小学校1校、中学校1校、東通村学校給食センターの3施設8棟となっている。
- ・小学校と中学校は、地震や災害等の避難場所にも指定しており、防災上も重要な拠点であることから、現在の配置を最適として維持する。
- ・「学校施設に関する長寿命化計画」を策定し、安全・安心の観点から定期的な点検による損傷個所の早期発見に努め、村の中核的な施設として、修繕や長寿命化を的確に実施する。

本計画では、東通村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、必要となる事業を適切に実施することとしており、総合管理計画と整合性が図られている。

第10 集落の整備

1. 現況と問題点

当村は、総面積295.27km²という広大な土地に29の集落が散在し、その集落毎独自の歴史を積み重ねてきた。

役場庁舎の村内移転後、中心地整備計画に基づき、交流センター、健康管理センター、ふるさと広場、そして体育館と施設整備は計画通り実施され、中心地形成という当初の目的は達成されたものと考えられる。

しかし、過疎化の進行や生活意識、様式の多様化に伴い、地域だけではなく村全体において、住民の連帯感が薄くなりつつあると考えられる。

また、集落においては人口減少が著しく、高齢化がますます進むものと予想され、消防団、婦人会等の集落活動の維持が困難となることは必至であり、自治意識と連帯意識に支えられた地域社会の形成が必要とされる。

2. その対策

- ・各集落間を道路網や通信網で結びネットワーク化することで、距離による地域間格差を是正して行政サービス向上を図る。
- ・生活関連道や下水道の整備により、安全で快適な生活環境の整備に努める。
- ・地域住民の自主的なコミュニティ形成の機運を醸成し、組織の育成を図るとともに指導者の養成強化に努める。
- ・コミュニティ活動の拠点となる施設の整備はもとより、既存公共施設の開放等を行う。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

3. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、住民文化系施設の基本的な方針について以下のとおりとしている。

(住民文化系施設)

- ・各地域の活動の拠点として、また、地震や災害における防災拠点（避難所）の役割も担っていることから、計画的な修繕や長寿命化、更新（建替え）等を行う。
- ・人口減少の動向を見極め、利用実態を把握しながら、維持管理および最適化を推進する。

本計画では、東通村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、必要となる事業を適切に実施することとしており、総合管理計画と整合性が図られている。

第 1 1 地域文化の振興等

1. 現況と問題点

(1) 民俗芸能

東通村には、平成元年に重要無形民俗文化財に指定された能舞、県無形民俗文化財の神楽、獅子舞、田植え餅つき踊りがあり、民俗芸能の宝庫である。

特に能舞は、中世芸能の特色を色濃く残し、日本演劇史上極めて貴重とされる。

民俗芸能の保存伝承については、各集落において一昔前までは、口と手振りで伝えられてきた。

近年ではVTR等で保存されてはきたものの、若者の減少により、伝承活動ができない団体が存在している。

今後は民俗芸能の保存について、その地域特性を活かした方策について検討しなければならない。

(2) 埋蔵文化財

原子力発電所立地にともなう埋蔵文化財試掘調査等で太平洋岸に住居跡が発掘されるなど遺跡が多数存在している。

これまでに、岩屋地区の瀧不動明遺跡や岩屋近世貝塚、尻労地区の安部遺跡、尻屋地区の浜尻屋貝塚が相次いで発掘されている。

平成18年には、地域文化を知る上で貴重な遺跡として、浜尻屋貝塚は史跡に指定され、今後の整備に期待が寄せられている。

2. その対策

(民俗芸能)

- ・地域文化伝承の場として活用される各集落の地区集会場等は整備が進んでいるが、老朽化が進行し倒壊の危険性すら感じさせる建物が依然として残っており、振興を図るといふ点では、集落内にとどまらず、他地域との交流ふれあいの場として、拠点となる施設の整備を推進する。
- ・保存と披露の場を提供することで、地域の活力の増強や地域への愛着心、それが文化の範囲を超え新たな産業への転換も可能となるものと思われるため、環境の整備を図る。
- ・青少年が自ら率先して継承活動ができるよう魅力ある環境を整備する。
- ・民俗芸能の道具、衣装、楽器等は貴重であるため、長期保存、展示可能な施設を整備する。

(埋蔵文化財)

- ・遺跡を発掘調査した結果をただのデータとして管理するだけでなく、きちんとした保管場所、公開等が可能となる施設の整備を検討する。
- ・貴重な遺産を紙や電子媒体以外にも記録し保存するという試みについては、現在まで実施したことがないため、郷土館、歴史館等の整備を検討する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理

計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

3. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、住民文化系施設の基本的な方針について以下のとおりとしている。

(住民文化系施設)

- ・各地域の活動の拠点として、また、地震や災害における防災拠点（避難所）の役割も担っていることから、計画的な修繕や長寿命化、更新（建替え）等を行う。
- ・人口減少の動向を見極め、利用実態を把握しながら、維持管理および最適化を推進する。

本計画では、東通村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、必要となる事業を適切に実施することとしており、総合管理計画と整合性が図られている。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点

風力発電施設や太陽光発電施設などの再生可能エネルギーを利用した発電は、化石燃料を使用した発電に比べ枯渇することがなくクリーンであり、地球温暖化対策に効果的である。

当村が実施した再生可能エネルギーの設置状況は、街路灯及び公共施設等への太陽光発電設備がわずかにあるだけである。

一方、東通村は風力発電の適地として、山間部には民間事業者による多くの風力発電施設が連なっており、地球温暖化対策や資源の消費量削減に寄与している。

しかし、発電施設の乱立は景観を損なうだけでなく、山間部の森林伐採による自然環境や生態系への影響、災害発生リスクなど多くの問題も抱えている。

2. その対策

- ・自然環境と調和した持続可能な資源循環社会の構築に向けて、村民・事業者・行政と一体となった取り組みを進める。
- ・周囲の住環境や自然環境への影響が少ない適地を明らかにしたマップ等を作成し、事業者へ提供することで、環境への影響や事故・災害の発生を抑える取り組みが必要である。

事業計画（令和3年度～8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域生活交通対策補助事業 (事業内容) 民間事業者が運行する不採算路線に対し支援を行う。 (必要性) 住民の生活に必要な生活交通路線を確保する必要がある。 (事業効果) 公共交通を維持することで、住民の利便性向上が図られ、定住促進につながる。	村	事業実施により住民の利便性が向上することで、定住促進につながり、将来に及ぶ地域の持続的発展に資するものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	こども園通園バス運行事業 (事業内容) こども園への通園バスの運行 (必要性) 入園児の交通手段を確保する必要がある。 (事業効果) 入園児の交通手段の確保が図られる。	村	事業実施により住民の利便性が向上し、子育てしやすい環境が得られることで、定住促進につながり、将来に及ぶ地域の持続的発展に資するものである。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域医療センター利用者輸送事業 (事業内容) 地域医療センターへの利用者の輸送 (必要性) 地域医療センター利用者の交通手段を確保する必要がある。 (事業効果) 地域医療センター利用者の交通手段の確保が図られる。	村	事業実施により医療の確保が図られ、住民の利便性が向上することで、定住促進につながり、将来に及ぶ地域の持続的発展に資するものである。